日韓請求権問題の解決方法  
について37. 8. 31  
アジア局長

1. 8月30日、アジア局長は、崔英沢駐日韓国代表部参事官と非公式に会談し、現在韓国側が受けている訓令の最下限の数字を質したところ、崔参事官は純請求権と無償援助との総額35億ドルなりと答えたが、さらに厳しく追及したところ、今後の話合いの進み具合によつては、本国政府は3億ドルまで下りることもあり得るかもしれないと答え、さらに、いずれの場合にも、無償分とほぼ同額の長期低利の有償援助を期待していると付言した。

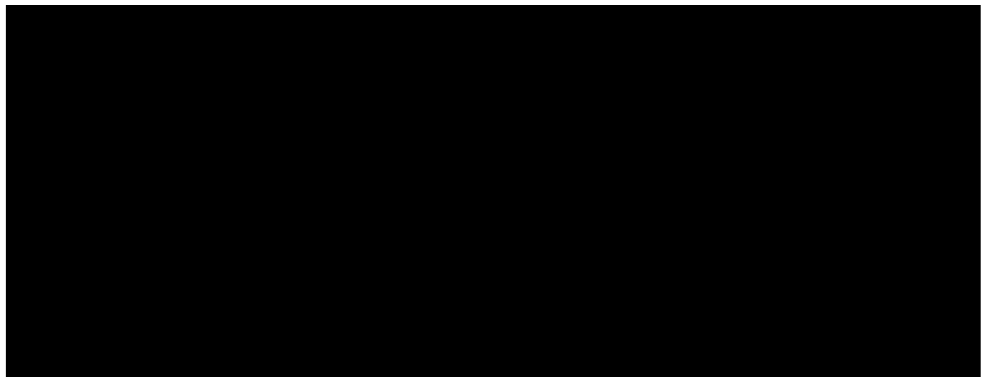
上記韓国側の数字は、かねてパーガー駐韓米大使やライシャワー大使以下の駐日米大使

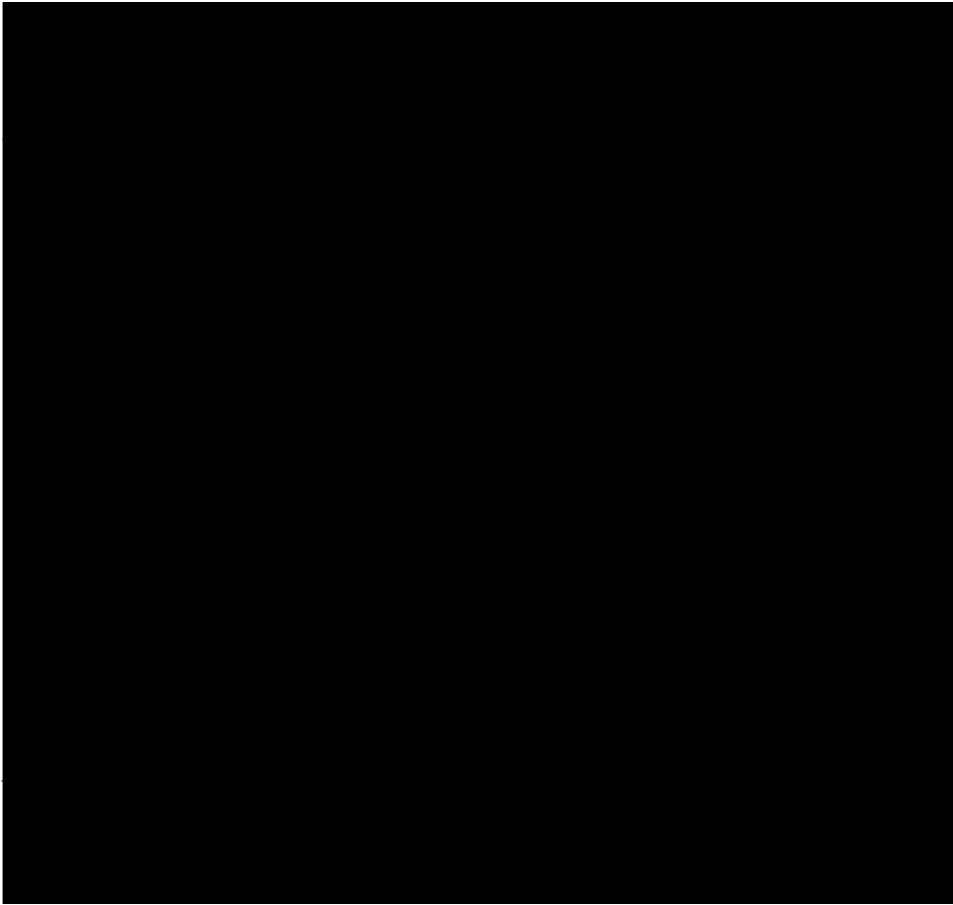
館関係者が、米側からみて請求権問題の最終  
解決額として適当な数字と思われると示唆し  
ているものと完全に符合しており、この点を  
考えると、上記数字は韓国側の肚を卒直に示  
したものと判断してよいと思われる。

2 今後わが方より提示すべき数字としては次  
の3案が考えられる。

カ1案	無償援助	2億ドル	有償援助	2億ドル
カ2案	同	2.5億ドル	同	2億ドル
カ3案	同	3億ドル	同	2億ドル

3 今後の交渉においては、上記3案を、概ね  
次のような順序で使用することとする。





4. なお、上記方法による請求権問題の解決にあたっては、次の2点を明確にすることにする。

- (1) 日本の対韓焦付債権約4,570万ドルは無償援助の内数であること。(例えば、無償援助2.5億ドルの場合は、そのうちから4,570万ドルを控引きするから、実際の支

払額は2億ドル強となる)

- (2) 船舶問題(韓国側の韓国国籍船及び日本船返還要求と日本側の在韓日本漁船返還要求との問題)も、日本の無償援助額決定により併せ解決されたものとされることを確認すること。